

掛川市公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項の規定により、東遠広域都市計画事業官
脇第一土地区画整理事業の事業計画変更（第6回）を公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施
行令（昭和30年政令第47号）第3条の規定に基づき、縦覧の期間、場所及び時間を次のとおり公告
する。

平成24年1月27日

掛川市長 松井三郎

1 期間

平成24年2月4日から平成24年2月17日まで

2 場所

掛川市長谷一丁目1番地の1 掛川市役所都市整備課

3 時間

午前8時30分から午後5時15分まで